

第2章 「通級による指導の教室運営」

～必要な知識及び教室運営例から～

初めて通級による指導を担当する場合、次のような悩みをよく聞きます。

ここが疑問 ?

① どのように、教室運営（年間の流れ、時間割、必要書類は…）するの？ →2-1 (P9)



② 何を教えるのか？
自立活動って？
→2-2 (P15)

一緒に確認していきましょう。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

1 「どのように教室運営するのか」

まず、通級による指導の1年の大まかな流れについて、イメージをつかみましょう。

(1) 1年間の流れ (例)

通級による指導の実施形態によって、年間の流れは異なることに注意が必要ですが、ここでは、外部とのやりとりが多い他校通級の年間の流れを紹介します。

*あくまでも例です。必ずこの時期にやらなければならない訳ではありません。

<通級による指導の流れ (例)>

4月	<input type="checkbox"/> <u>通級による指導を行う前の連絡会</u> *1 (P10) (保護者や担任が出席し、通級による指導の意義や通級の際の注意点、時間割等を話し合う会※必要がない学校もあります)
	<input type="checkbox"/> 通級開始準備 (連絡ファイル、教室環境、教材等)
	<input type="checkbox"/> 情報収集 (引き継いだ児童生徒の個別の指導計画の確認、新しく通級による指導を始める際には、アンケート等での情報収集)
	◆通級による指導の開始までの準備・開始 → *2 (P12)



5月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 情報収集アンケートの回収 (P22: 様式例)</p> <p><input type="checkbox"/> 個別の指導計画の作成・実施</p> <p><input type="checkbox"/> 懇談調整: ①在籍校訪問等に関する依頼文書作成 (P23: 様式例)</p> <p>②保護者との懇談の日程調整</p>
6月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 在籍校訪問 (授業参観・担任との懇談)</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者との懇談</p>
7月 ・ 8月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 福島県特別支援教育センターでの研修 (※H31年現在の研修体系)</p> <p><input type="checkbox"/> 夏季休業中①指導の記録作成、教材準備、必要に応じて懇談</p> <p>②地域の先生方への理解啓発のための研修会 →  *3 (P13)</p>
9月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 後期在籍校訪問関連文書作成</p>
10月 ・ 11月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 後期在籍校訪問 (授業参観・担任との懇談 * 希望校のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者学習会への準備</p>
12月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者との学習会 →  *3 (P13)</p>
1月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 指導の記録作成</p> <p><input type="checkbox"/> 次年度に向けての担任、保護者へのアンケート</p> <p><input type="checkbox"/> 通級実施回数報告書の提出</p>
2月 ・ 3月	<p>◆通級による指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 指導の記録配付 →  *4 (P14)</p> <p><input type="checkbox"/> 3月の保護者懇談</p> <p><input type="checkbox"/> 次年度の準備</p>

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

ここがポイント



* 1 : 通級による指導の前の連絡会等

【開始前の共通理解】

通級による指導の対象児童生徒の保護者や担任に向けて、通級指導教室の運営の仕方（連絡ファイルの活用、時間、登下校時の玄関、教室の説明、保護者が待っている部屋）などを説明する機会を設定する場合があります。学校によって、開催の仕方は異なりますが、4月中に、教室をどのように運営していくのか、何らかの方法で、指導の開始前に共通理解を図ることが大切です。その場で、指導時間、時間割の確認をする学校もあります。

【情報収集について】

◆自校通級の場合

自校通級であれば、なぜ通級による指導が必要なのか、校内委員会の記録や市町村教育委員会に提出した資料、個別の教育支援計画等から把握することができます。また、担任等からの情報収集や、開始前の在籍学級での授業参観をなどをして、直接実態把握をすることもできます。

通常の学級の中で、対象児童生徒に、どんな学習上又は生活上の困難さがあるのかを把握することが指導目標や指導内容を考える際に大きな手掛かりになります。

また、学級で対象児童生徒が一生涯懸命取り組んでいることや興味・関心等の情報収集もしておくことで、通級開始時に、その話題をきっかけにレポート（信頼関係）を取りやすくなります。



◆他校通級・巡回指導の場合

基本的には、自校通級と同様な形で情報を収集していくことが望ましいです。しかしながら、現実的には、4月、5月当初は、在籍校訪問等での担任との懇談ができない状況があります。

その場合、電話等でのやりとり、保護者を通しての個別の教育支援計画の確認、アンケート等の活用があります。ただし、一度は在籍校訪問し、通常の学級での児童生徒の様子、担任等からの情報収集を行うことで、より適切な指導内容の作成に生かすことができます。

* アンケート等に関しては、P22 に様式例を掲載しています。



◆保護者からの情報収集

子どもに対する保護者の願いや生育歴、相談歴、家族の状況など、子どもについての情報を収集することが大切です。また、保護者が把握している通常の学級で学ぶ時の学習上又は生活上の困難さについて、情報を収集することも重要になります。

懇談の際には、通常の学級で作成されている個別の教育支援計画を活用し、基本的な情報や支援内容を確認することや、将来を見通した話し合いから、今必要な支援や指導を共有することが大切です。通級による指導を行う人数を多く抱えていることで、指導開始前に懇談が難しい状況であれば、アンケート等を活用するなどが考えられます。

注意

対象児童生徒の学習上又は生活上の実態について、在籍学級の担任（学校）の捉え方と保護者の捉え方が、異なる場合があります。そうした場合には、在籍学級担任、保護者との間に入る通級指導担当者は、「子どもの成長に向けて取り組んでいる」という方向性を確認しながら、互いに協働し合えるようなコーディネート力が求められます。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

* 2 : 通級による指導の開始までの準備・開始

【時間割はどうやって立てるの?】

1年間で曜日と時間を決めて通うような例や、週替わりで時間を決めて通う例、学期毎に曜日と時間を決めて通う例と通級指導教室の実施形態によって柔軟に時間割を組み立てている例が見られます。

なかには、時間割を決めていない例もありましたが、通級による指導は、限られた時間の中で指導の成果が求められることから、計画的に行う必要があります。開始前に、時間割について、通級指導担当者側が明確にしておく必要があります。

また、その際に、特定の教科だけが、通級による指導にあたることのないように在籍学級担任との連携が必要です。

	月	火	水	木	金	土	日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

【指導時間は?】

自校通級や巡回指導は、対象児童生徒が自校から通ってくる形式なので、自校の指導時間と同様でも負担なく行うことができます。他校通級の場合は、保護者等の送迎が必要となることから、指導時間を70分(1.5単位時間で計算)にするなど、工夫して何度も通う負担がないようにしている例もあります。

【個別に?小集団で?】

時間割を組むときに、個別指導がいいのか、小集団指導がいいのか悩むことがあります。それぞれの良い点がありますので、対象児童生徒の実態や指導目標に合わせて考えていくことが大切です。下記のようなそれぞれの良さがあります。初めての場合は、近隣の学校を参考にしながら考えていくことも方法の一つです。

	個別指導	小集団指導
良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特性に応じた課題設定や教材の準備が可能であり、系統性をもった指導が可能です。 ・子どものペースに合わせて学習することができるため、知識や技能の習得にじっくり取り組めます。 ・子どもの状態に合わせて臨機応変に対応できます。 ・話をじっくり聞くことができるため、心理的な安定が図りやすくなります。 ・子どもとの関係性を築きやすいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係や集団参加を意識した指導ができます。 ・子ども同士のかかわりから人間関係を学ぶことができます。 ・集団のルールや決まりなどを設定しやすくなります。 ・子ども同士が刺激し合えます。また、モデルとなることができます。 ・異年齢で小集団を組むことで、リーダーシップや責任感を育てることができます。

参考：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「専門研究 D」H24.3

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

ここで疑問？



巡回指導の先生の1日は？

学校によって異なりますが、

朝、本務となる学校に出勤したら、今日の1日の動きを教頭と確認し、指導の準備をして巡回校に出発します。9時に巡回校に到着し、2校時～4校時に授業、5校時に記録を整理、その後、放課後に通常の学級担任に、指導の内容を伝えたり、最近の学級での様子などの情報共有をしたりして、本務となる学校に戻る、等の例があります。

巡回する学校の規模や地域の広さによって時間等は変わってくると思います。地域の実情に合わせた運営が大切になってきます。



* 3 : 地域の先生方のための研修会・保護者への学習会

校内の教育支援体制の中で、通級指導担当者も大事な役割を担っており、以下のよう
に示されています。

通級担当教員は、校内の教育支援体制の整備に当たって、専門的な見地から助言を行います。

引用：文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」H29.3

通級指導担当者は、通常の学級で学ぶ教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して指導していることから、通常の学級での特別支援教育に関する助言を行いやすいと考えます。自校通級の場合は、校内での研修等を企画したり、特別支援教育コーディネーターとの連携を図ったりして支援体制を整備していくことができます。また、他校通級や巡回指導の場合は、**他校の通常の学級の先生方（地域の先生方）に向けて研修会等**を行うなどして、通級の指導の理解を深めている例もあります。

また、校内の教員だけでなく、**保護者への支援も大切な視点**になります。褒めることが大切と分かっているにもかかわらず、どうやって褒めたらいいのか、何を褒めたらいいのか、具体的な行動に表すことが苦手な保護者もいます。研修会の演習などを通して、実際にロールプレイなどして試みることで、保護者の子どもに対する言葉かけが変わって、その後、対象となる児童生徒も落ち着き、通級による指導の効果が高まった例もありました。

子どもたちの成長のために、通級指導教室だけでなく、通常の学級担任や家庭とどう連携を深めていくかも、通級指導担当者の役割の一つだと考えます。焦らず、少しずつ連携を深めていけるとよいかと思えます。



通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

* 4 : 指導の記録の作成・配付

文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（H28.12）の中に、次のように記載してあります。

他校通級の生徒を受け入れる学校にあつては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、**通級による指導の記録**を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適性に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価すること。

* 上記の通知の中で、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要である旨を記載しています。

学校によって形式は異なります。また、個別の指導計画に必要事項を加えて、指導の記録としている学校の例もあります。指導の記録を出す時期は、学期毎、前期・後期、年度末など様々です。初めての場合は、近隣の通級指導教室の形式等を参考にすると良いと思われます。

また、自校通級や巡回指導であっても、授業時数、指導内容、成果等を学級担任等に伝えることは大切です。通常の学級担任は、それをもとに、指導要録への記載を行います。

ここで疑問 ?

指導要録に何を記載すればいいの？



文部科学省「障害に応じた通級による指導の手引」（H30.8）の中では、次のように示されています。

【指導要録の記載】

通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入することが必要です。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載します。

〔H5.1.28 通知、H25.10.4 通知、H28.12.9 通知参照〕

上記の内容は、**指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」**の欄に記入することになります。

対象児童生徒の通常の学級の担任から、これに関する問い合わせがあることが多いことから、事前に説明会等で伝えておくことと手続きがスムーズになります。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

2 「何を教えるのか～自立活動の理解～」

自立活動については、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」H30. 3（以下「自立活動の解説」という。）が基本であり、通級指導教室の指導にあたり、必ず一読しておく必要があります。

ここでは、その中から、基本的な部分について一部紹介します。



(1) 自立活動とは

自立活動がどんな指導であるのか、その点について、自立活動の解説では、次のように述べられています。

小・中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して**系統的・段階的**に進められている。そして、その教育の内容は、幼児児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを**順に教育**することにより人間として**調和のとれた育成**が期待されている。

しかし、**障害のある幼児児童生徒の場合**は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々な**つまずきや困難**が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは**十分とは言えない**。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の**各教科等に加えて**、特に**自立活動の領域**を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのである。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

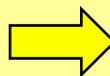
2-3
個別の
指導計画

つまり！！

障がいによる困難さがある場合は

いつもの指導・支援だけだと…

系統的・段階的
指導・支援



十分な改善・克服
とは言えない



+

加える

障がいによるつまずきや困難
さを改善・克服するための必要
な学習（領域）を加える



教育活動



改善
克服

これが、自立活動！

ここがポイント

困難に対応する力

障がいのある児童生徒が自立し、社会参加するには、各教科等で学ぶ知識や技能等の他に、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を身に付けていく必要があります。そうした困難に対応する力を児童生徒が主体的に学ぶのが自立活動の指導です。

(2) 自立活動の目標及び内容

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の「内容」は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それらの代表的な要素である 27 項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものと なっています。自立活動の内容は、六つの区分の下に、それぞれ 3～5 の項目があります。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

ここがポイント

<自立活動 6 区分の観点>

1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点

2 心理的な安定 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点

3 人間関係の形成 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点

4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点

5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点

6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点

<自立活動 6区分と27項目>

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

引用：文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」H30. 3

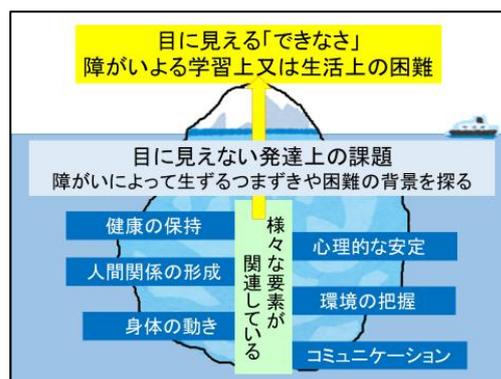
(3) 内容の取扱いについて

小・中学校学習指導要領に示されている各教科等の「内容」は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容です。これに対して、特別支援学校の学習指導要領等で示す自立活動の「内容」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて**必要な項目を選定**して取り扱うものです。

つまり、自立活動の内容は、個々の児童生徒に、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分に留意する必要があります。

ここがポイント

児童生徒の実態に応じて、必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定するという考えが大切です。



図：職能研修「通級指導教室担当教員研修会」(H29.7)

ここで疑問



相互に関連付けて考えるとは
どういうことですか？

下の例から考えてみましょう。



例えば、指導の効果が上がりにくかった例として…

通常の学級での友達関係において、コミュニケーションが一方向的で、会話が成り立ちにくい実態があった場合、「6 コミュニケーション (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。」のみを指導の項目として考えて、それだけを指導をしても、成果が上がらないことがあります。



私たちの会話は、どうして一方的にならないのでしょうか？

私たちは、趣味等の興味のあることを話す時、相手の表情を見て、(あっ、あんまり興味がないんだな。話題を切り替えようか、本人の好きなことを聞いて話題を広げようかな…、どうしようかな…など)を心の中で考え、その人との関係性や場に応じて、会話の内容を調整したり、変更したりしています。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

では、何が難しいのか？

つまり、会話が一方的になる背景には、通級による指導の対象児童生徒が、自分にとって興味のあることは、相手にとっても興味のあることだという認識があったり、会話の途中で相手の表情の変化等に気付かなかつたりすることが関係していることがあります。この段階では、**あくまでも仮説段階**です。

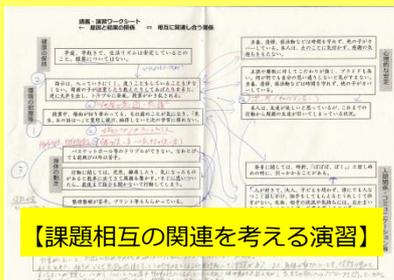
また、場合によっては、そもそも「話を聞くこと」が苦手なことからコミュニケーションがうまく成立しなかった事例もあり、児童によっては「4 環境の把握（2）感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」が必要となってくる場合があります。

他の行動との関連を見る

このように、一つの行動であっても様々な指導項目が関連しており、「相互に関連付けて設定すること」が重要です。そうすることで、児童生徒が効果的に学ぶことができます。

上記で挙げた例は、**一つの行動から相互に関連付けて考えるプロセス**の例ですが、実態把握の際には、その児童生徒が抱えている障がいによる困難さは一つではなく、様々である場合があります。そうした課題や本人の得意な部分なども踏まえて、課題同士の関連から、**相互に関連している項目をより絞る**ことができます。そうすることで、**仮説の段階から、その児童生徒に指導すべき課題の共通性がより見えてくる**ことで、今指導すべき課題として明確になり指導することができます。

本センターでは、この自立活動の研修についても充実を図っています。演習等をとおして、課題相互を関連させる考え方やそこから、指導すべき課題、今指導すべき目標、指導内容等の手順で個別の指導計画を作成する流れを学び、実践に役立つようにしています。



写真：職能研修「通級指導教室担当教員研修会」(H29.7)



個別の指導計画の作成・活用に向けて不安な場合、相談したい場合等は、地域のセンター的機能や本センターをご利用ください。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

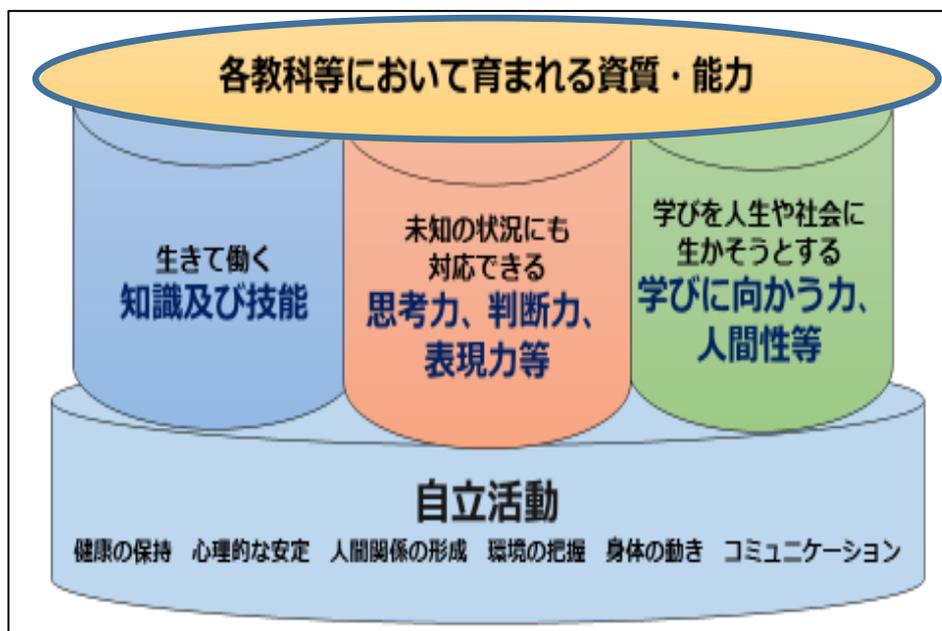
2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

(4) 各教科等との関連性

障がいのある幼児児童生徒は、その障がいによって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきが生じやすいです。そのため、自立活動の指導は各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。



図：福島県特別支援教育センター「各教科等との関連性のイメージ」H30

また、各教科等との関連について、特別支援学校学習指導要領解説総則編や自立活動の解説では、次のように述べられています。

原則！

総則の解説で

自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つという点に対しては、自立活動の指導目標の達成に迫る指導なのか、自立活動の観点から必要な配慮なのか、その関連性について十分留意することが必要である。

自立活動の解説で

なお、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれの独自の目標があるので、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われるようにする必要がある。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

ここがポイント

在籍学級担任との連携において、大切な視点となります。

合理的配慮と自立活動とのかかわり

通級による指導の対象児童生徒にとって、まだ困難さに対応する力が身に付いていない場合などは、通常の学級において、自立活動の観点から必要な配慮を考えることが大切です。それは、個別に必要な配慮となるので、授業における**必要な合理的配慮**として考えられます。

しかし、全て配慮ではなく、通級による指導で成果が見られ始めたら、通常の学級の中でも指導できること（いつも一番ではなく順番を待つ、ヘルプサインを自分で出す等）については、指導していくことも考えられます。ただし、上記の原則を確認しながら関連を考えることが大切です。

一方、通級指導担当者は、自立活動の時間における指導の際に、配慮すればできること、改善・克服に向けて指導していることを整理し、通常の学級担任と情報を共有しながら連携し、子どもが最大限に学び、力を伸ばせる環境を整えることが大切です。



「アンケート様式例」「在籍校訪問文書例」を次のページから示しています。また、ダウンロードして使えるようにワード版で各種様式に入っていますので、必要に応じて加除修正をしてご自由にお使いください。

通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

アンケート様式（例）

職能研修「通級指導教室担当教員研修会」（H29.7）

在籍学級 アンケート（例）

〇〇学校 年 児童生徒名（ ） 年担任

【在籍校での児童生徒の様子】

A. 健康面

	項目	項目に対する自由記述
1	生活のリズムや生活習慣に関して	
2	障がいの状態の理解	
3	服薬等についての正しい理解	

B. 心理的安定

	項目	項目に対する自由記述
1	気持ちの安定に関すること *間違い、勝敗、友達とのトラブル時	
2	状況の理解と変化への対応に関すること *予定変更、初めての活動への不安、授業場面の变化、特定のものへのこだわり等	
3	障がいよる困難さへの改善・克服する意欲	

C. 学習の様子（環境の把握）

	項目	項目に対する自由記述
1	教師や友達の話聞いて理解すること	
2	書くこと全般に関すること	
3	概念的な用語の理解 *右左、時間、前後、高低、遠近等	
4	学習場面、集団場面、人間関係において状況に応じた行動	
5	授業態度・取り組み姿勢 *授業への集中・意欲	

D. 人間関係・コミュニケーション

	項目	項目に対する自由記述
1	発音に関すること	
2	友達とのかかわり	
3	本人の自己理解と思いの伝え方	
4	友達の感情の理解等に関すること	
5	状況に応じたコミュニケーション	

E. 日常生活動作（身体の動き）

	項目	項目に対する自由記述
1	運動技能 *なわとび、ボール運動、バランス等	
2	行動の衝動性、多動性	
3	手先の器用さ ・はさみ、定規、コンパス等	
4	日常の身辺整理や使う物の準備	

在籍校訪問の
依頼文の例

×××××第××号
××××年×月×日

〇〇〇立〇〇〇学校長様

〇〇〇立〇〇〇学校長 ×× ××

在籍校訪問について（依頼）

××の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

本校の「××教室」の通級指導につきましては、日頃よりご協力をいただきまして、ありがとうございます。

この度、通級児童についての理解を深め、在籍校との連携を図って指導に当たっていくために、今年度×回目の在籍校訪問を実施させていただきたいと思っております。ご多忙のところ、時間を取っていただくようになりますが、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、訪問日については、学級担任の方と調整の上、下記のように設けましたので、日程・場所等について、別紙により、ご回答くださいますようお願いいたします。

記

- 1 訪問者 通級指導「××教室」担当 ×× ×× 教諭
- 2 対象児童 第×学年 第×学年
- 3 訪問期日 ××年 ×月××日（×）午 前
- 4 内 容
 - 該当児童の学校生活の様子（授業参観・懇談）
 - 通級指導教室での指導および児童の課題などについて（懇談）
- 5 回答期日 ××年 ×月××日（×）必着

6 そ の 他

- * 訪問時間は、一人あたり授業参観と懇談で1時間30分程度を予定しています。
- * 複数の児童がいる場合には、時間配分等、在籍校の計画で行っていただいて構いません。

注意

事前に在籍校と連絡を取り合いながら、訪問日が決まった上で、依頼文を出すという流れになります。

（事務担当 〇〇市立〇〇〇学校 〇〇教室 〇〇〇〇 Tel. — ）

3 個別の指導計画～指導すべき課題の明確化～

(1) なぜ、個別の指導計画が必要なのか

小・中学校学習指導要領解説総則編（H29.7）には、次のように記載されています。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分の下に27項目を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童（生徒）の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、児童（生徒）一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

(2) 個別の指導計画の作成にあたって

指導計画ありきではなく、実際は、第2章の2「何を教えるのか～自立活動の理解～」の考え方が大切です。**作成自体が目的ではなく、個別の指導計画という思考ツールを使って、課題相互の関連、指導すべき課題を明確にし、指導計画を立て、実践していくことが目的です。**

小・中学校学習指導要領解説総則編では次のように述べています。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童（生徒）の障害の状態や発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、**自立活動の指導の効果が最もあがるように考えるべきものである。**

したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

（手順の一例）

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童（生徒）の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

ここで疑問



通級指導担当者

通級による指導の「個別の指導計画」は、私が作ります。ところで、「個別の教育支援計画」は、誰が作るのですか？

作成するのは、通級による指導の対象児童生徒が在籍する学校、担任となります。ただし、通級指導担当者と連携を図りながら計画を作成・活用していくことが大切です。



通級

2-1
教室運営

2-1
教室経営
情報収集

2-1
教室経営
時間割等

2-1
教室経営
指導の記録

2-2
自立活動

2-2
指導内容等

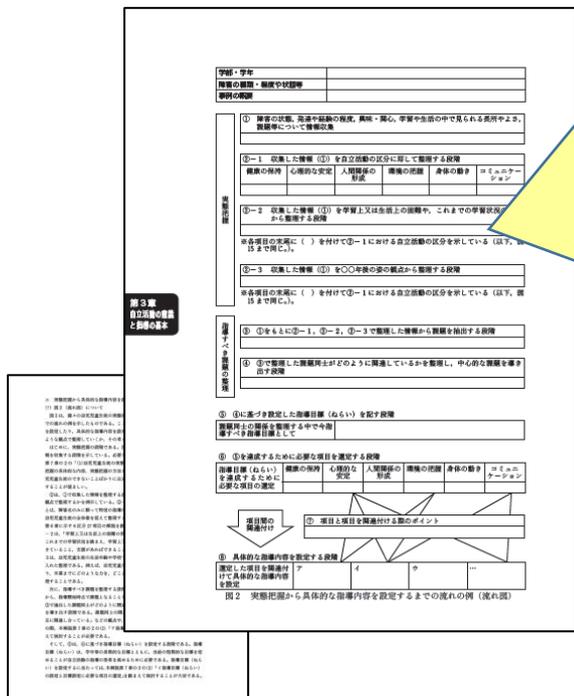
2-2
内容の取扱

2-2
各教科との
関連

2-3
個別の
指導計画

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

今回の自立活動の解説では、実態把握から指導目標、具体的な指導内容を設定するまでの流れの例を丁寧に紹介しています（P28～）。



自立活動における個別の指導計画を作成する際には、この基本的な流れについて、理解することが大切です。また、今回の自立活動の解説の中では、障がい種別の例を充実させていますので、迷った時には確認してください。

【掲載されている例】

- ・聴覚障がい
- ・視覚障がい
- ・言語障がい
- ・自閉症
- ・学習障がい
- ・注意欠陥多動性障がい
- ・高機能自閉症 等

通級

2-1 教室運営
教室運営

2-1 教室経営
情報収集

2-1 教室経営
時間割等

2-1 教室経営
指導の記録

2-2 自立活動

2-2 指導内容等

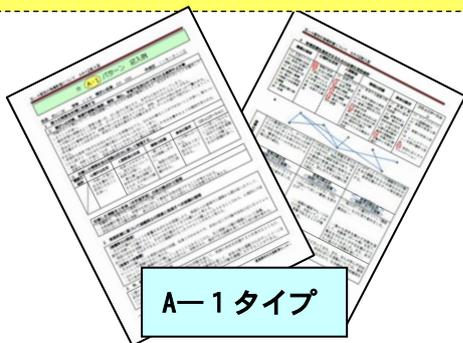
2-2 内容の取扱

2-2 各教科との
関連

2-3 個別の
指導計画

本センターでは、この考え方を踏まえた自立活動の様式を「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」において掲載しています。**もちろんダウンロードできます！**ワード版なので、学校の実情に合わせて、加除修正することもできます。「どうも、これまでののが…」と思っている先生方はぜひ、ご活用ください。

新学習指導要領に対応した考え方を盛り込んだ計画（例）を掲載しました。
ここでは、2種類の例を示します。
A-1タイプ・・・自立活動の考えを踏まえ、丁寧に指導内容まで考える形式です。
A-2タイプ・・・自立活動の考えを踏まえ、1枚程度で計画します。



最終的には、自立活動の指導は教師が責任をもって計画し実施するものです。

A-1

☆自立活動の指導のための個別の指導計画（例）～A4・2枚型～

氏名 _____ 障がい名等 _____ 作成日 _____

1 個々の実態を的確に把握する

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等

情報として整理しなくて構いません。
思いつく形で入れていきましょう。

② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

情報を6区分で整理します。どう整理したらよいか悩む場合は☆『自立活動の指導のための早見表（例示）』をご覧ください。

収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理

児童生徒の生活年齢や学校で学ぶことのできる残りの年数を視野に入れた整理です。例えば、「〇〇年後の姿」をイメージしたり、卒業までにどのような力を、どこまで育むとよいのかを想定したりして整理します。

2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理

【課題同士の関連】

収集した情報収集から、課題同士の関連等を考えます。関連図を視覚化したい場合は、☆『実態把握情報収集シート』を使って、関連する課題同士を線でつなぐと、関連が見やすくなります。

【指導すべき課題】

課題同士の関連を考えることで、課題となる行動の背景、原因が予測できます。それが、障がいによる困難さであり、改善・克服できる課題であれば、指導すべき課題となります。

3 今、指導すべき目標として

指導すべき課題から、本人の実態及び自立活動の指導の場面によって、今、指導すべき目標を決定していきます。
* 個別の教育支援計画との一貫性も確認します。

4 指導目標を達成させるための必要な項目選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の識別・表現手段の活用 (4) 感覚を総合的に用いた周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と必要な基本動作 身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表現 形成と活用 コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

何の項目が関連しているか、チェックしていきます。

指導内容との関連を図り、線でつなぎます。

指導内容	場合によっては、指導内容が1つや2つの時もあります。		
場指導	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導
評価	指導場面を確認し、○で囲みます。		
【次年度に向けた引き継ぎ】			

学校や学級等によって、この欄で狭い時、書きにくい時には、別紙にて作成してもよいと思います。評価の時期（学期、前期・後期、年1回等）も、学校の現状によって決めてください。

今年度の指導目標はどうだったか、また、指導すべき課題についてもう一度確認することで、次年度以降の継続につながっていきます。

☆ A-1 パターン 記入例

氏名 郡山三郎 学年 小3年 障がい名等 ASD ADHD 作成日 ××年×月××日

1 個々の実態を的確に把握する

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等					
<ul style="list-style-type: none"> ・学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がやりたいことを優先してしまうことが多い。 ・教科学習の理解はよく習得も速いが、出し抜けに答えたり、友だちに伝えたりしてしまう。 ・人や物にぶつかることが多いが、ぶつかったことに気づかないためにけんかになることがある。 ・昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると捕まえてくるが、突然、友だちの前に突きつけて驚かせる。 ・体を動かすことは好きだが、球技など道具を操作する活動が苦手で、ゲームの途中で投げ出してしまうことがある。 ・突発的な発言で友だちを泣かせたことを指摘されても、なかなか謝ることができないことが多い。落ちついてから話すと「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と言う。 ・最近、失敗した後に「なぜ、うまくいかないんだろう」と失敗した自分を責めるような場面が見られる。 ・役割を与えられたり、取組を認められたりすると熱心に活動する。 					
② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	<ul style="list-style-type: none"> ・失敗した後に、自分を責めて不安定になることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者とかかわりたい、役立ちたいという気持ちが強い。 ・落ち着いていれば、相手の心情を理解できるが、その前に行動してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聞くより見る方が理解しやすい。 ・周囲の状況を考えることに困難がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人や物にぶつかる。 ・道具をうまく扱えないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人に話して伝えることが好きである。 ・相手の立場を意識することが難しく、自分の話題が多い。

収集した情報を3年後（中学進学後）の姿の観点から整理
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、学習や対人関係について心配している。 ・失敗経験が重なると、学習や生活に対して意欲や自信が低下することが考えられる。 ・状況に応じた行動を理解し、身に付けることで、本人も安心して力を発揮できると考える。

2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理

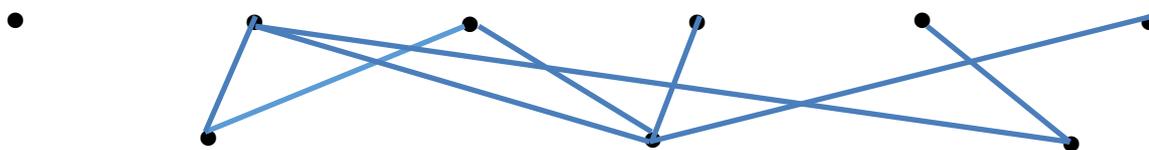
<p>【課題同士の関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の行動がどのような影響を及ぼすかを想像したり、周囲の人の表情や口調等から読み取ったりして、適切に判断して行動することやルールを守ることなどが難しいと考える。 ・周囲の状況を理解したり、自分の体の動きのコントロールが難しかったりするところから、心理的に不安定になったり、自分ができることに衝動的になったりすることがあると考える。 <p>【指導すべき課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が行動している周囲の状況の把握、他者とかかわりや、状況に応じた行動や状況に応じたコミュニケーションが課題であると考ええる。 ・分かっているにもかかわらず衝動的に行動してしまうこともあることから、自己理解と行動の調整について指導。 ・自己肯定感が低くなっている様子が見られ、役割を与え、達成できる経験を通して自己効力感を高める。

3 今、指導すべき目標として

<ul style="list-style-type: none"> ○様々な場面を理解する学習やゲーム的な活動を通して、周囲の状況を把握する力を高めるとともに、状況に応じた言動を理解し、実際に使うことができる。 ○ルールを意識して、身体を動かすゲーム的な活動等を通して、身体の粗大運動でのボディイメージをつかんだり、衝動的な行動をコントロールするなどの自己の行動を調整したりすることができる。

4 指導目標を達成させるための必要な項目選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作・身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション



指導内容	○小集団において、ルールを守ることやうまくいかなかった時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	○状況に応じた言動を身に付けるために、学校生活の中で起こる様々な場面を絵で見て、その場面の登場人物の気持ちや状況に応じた言動について考えたり、学んだりする活動に取り組む。	○ボディイメージや衝動的な行動を自己調整できる力を高めるために、身体を動かすゲーム等を設定する。
場面指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導
評価	・「連想ゲーム」「スリーヒントクイズ」などに取り組みました。最初は… …次第に、自分が言いたいことがあっても、ルールを守って発言の順番を待ったり、うまくいかない場面でも「まあ、いいか。」と気持ちを切り替えたりすることができました。	・「こんな時どうする」では、「手伝ってほしい場面」を取り上げ… …実際の場面でも、「ごめん、〇〇君、手伝って。」とやさしく言葉で伝えることが増えてきました。	・「協力ボール運びリレー」「風船バレー」などに取り組みました。最初は… …様々な身体を動かす活動を通して、対象物（ボール等）を見て、動きを合わせて手や足を動かす力が高まってきました。また、友だちと協力する活動を通して…
【次年度に向けた引き継ぎ】 ○授業中に出し抜けに答える等の場面が減り、行動調整ができるようになってきた。また、本人が学んだ状況に関しては、状況に応じた言動がとれるようになってきている。ただし、状況に応じた言動については、場面によってどういう行動をしたらよいのかが、そもそも分からない様子が見られたので、引き続き、学校場面を様々な絵を用いて、指導していく必要がある。			

氏名 学年 障がい名等 作成日

【実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連の視点から】

個別の教育支援計画で集めた本人の情報（困難さ、長所・よさ等）から、課題相互の関連を考え、指導すべき目標までの理由が分かるようにします。

参考：☆「実態把握情報収集シート」、☆「自立活動の指導のための早見表（例示）」

今、指導すべき目標

整理した情報から、「今、指導すべき目標」を決めていきます。
* 個別の教育支援計画との一貫性も確認します。

その目標達成に向けて、何の項目が関連しているか「必要な力」を考える！

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作身体移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

何の項目が関連しているか、チェックしていきます。

指導内容との関連を図り、線でつなぎます。

場合によっては、指導内容が1つや2つの時もあります。

指導内容			
場面指導	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導
評価	学校や学級等によって、この欄で狭い時、書きにくい時には、別紙にて作成してもよいと思います。評価の時期（学期、前期・後期、年1回等）も、学校の現状によって決めてください。		
			指導場面を確認し、○で囲みます。
【次年度に向けた引き継ぎ】			

今年度の指導目標はどうだったか、また、指導すべき課題についてもう一度確認することで、次年度以降の継続につながっていきます。

☆ A-2 パターン 記入例

氏名 郡山 三郎 学年 小3年 障がい名等 ASD ADHD 作成日 ××年×月×日

【実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連の視点から】

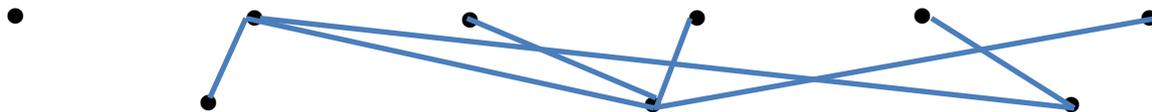
- ・自分が行動している周囲の状況の把握、他者とのかかわりや、状況に応じた行動や状況に応じたコミュニケーションが課題であると考え。
- ・分かっているが衝動的に行動してしまうこともあることから、自己理解と行動の調整について指導。
- ・自己肯定感が低くなっている様子が見られ、役割を与え、達成できる経験を通して自己効力感を高める。

今、指導すべき目標

- 様々な場面を理解する学習やゲーム的な活動を通して、周囲の状況を把握する力を高めるとともに、状況に応じた言動を理解し、実際に使うことができる。
- ルールを意識して、身体を動かすゲーム的な活動等を通して、身体の粗大運動でのボディイメージをつかんだり、衝動的な行動をコントロールするなどの自己の行動を調整したりすることができる。

その目標達成に向けて、何の項目が関連しているか「必要な力」を考える！

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代り手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作・身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション



指導内容	○小集団において、ルールを守ることやうまくいかなかった時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	○状況に応じた言動についての身に付けるために、学校生活の中で起こる様々な場面を絵で見て、その場面の登場人物の気持ちや状況に応じた言動について考えたり、学んだりする活動に取り組む。	○ボディイメージや衝動的な行動を自己調整できる力を高めるために、身体を動かすゲーム等を設定する。
場面指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導
評価	・「連想ゲーム」「スリーヒントクイズ」などに取り組みました。最初は… …うまくいかない場面でも「まあ、いいか。」と気持ちを切り替えたりすることができました。	・「こんな時どうする」では、「手伝ってほしい場面」を取り上げ… …ごめん、〇〇君、手伝って。」とやさしく言葉で伝えることが増えてきました。	・「協力ボール運びリレー」「風船バレー」などに取り組みました。最初は… …て手や足を動かす力が高まってきました。また、友だちと協力する活動を通して…

【次年度に向けた引き継ぎ】 ○状況に応じた言動については、場面によってどういう行動をしたらよいか、そもそも分からない様子が見られたので、引き続き、学校場面を様々な絵を用いて、指導していく必要がある。

【引用通知・参考文献等】

・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所『専門研究 D 発達障害を対象とする通級指導教室における支援の充実に向けた実際研究-「発達障害を対象とした通級指導教室の基本的な運営マニュアル（試案）」の作成に向けて-研究成果報告書』H24.3

・文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
H25.10

・文部科学省「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」H26.5

・高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実策について」H28

・文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」
H28.12

・文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」H29.3

・文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編」H29.7

・文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編」H29.7

・文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）」
H30.3

・文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」H30.3

・文部科学省「高等学校学習指導要領解説総則編」H30.7

・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所『高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック おさえておきたい 8 つの課題と課題解決のための 10 のポイント』H30.3

・文部科学省「改訂第 3 版障害に応じた通級による指導の手引」H30.8

・文部科学省「学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）の一部を改正する告示の公示について（通知）」H31.2

・福島県教育委員会「平成 31 年度特別支援学級教育課程編成の手引き」H31